

港区立特別養護老人ホーム港南の郷の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）は、令和４年４月１日に締結した「港区立特別養護老人ホーム港南の郷の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第５１条の規定に基づき、次のとおり変更協定を締結し、令和６年１０月１日から適用する。

１ 原協定に次を加える。

第１１章 自主事業

（自主事業）

第５４条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、自主事業を実施することができる。

２ 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議する。

３ 甲は、乙が自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めることができる。

４ 乙は、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、毎月終了後、翌月の１０日までに甲に提出しなければならない。

本変更協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年１０月１日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号

港区

港区長 清 家 愛

乙 港区三田一丁目４番１７号

社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

支部長 杉 村 栄 一